

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

(例) 実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85% (税込)

本手数料率は、I F Aが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3% (税込) のファンドをご購入される場合

(例 1) 口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

(例 2) 口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

・ 商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
・ 本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・ 設立	1999 年 5 月
・ 資本金	12,200 百万円※
・ 主な事業	金融商品取引業
・ 加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・ 指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
・ 連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年2月）

KTM_TOUSHIN_2.1

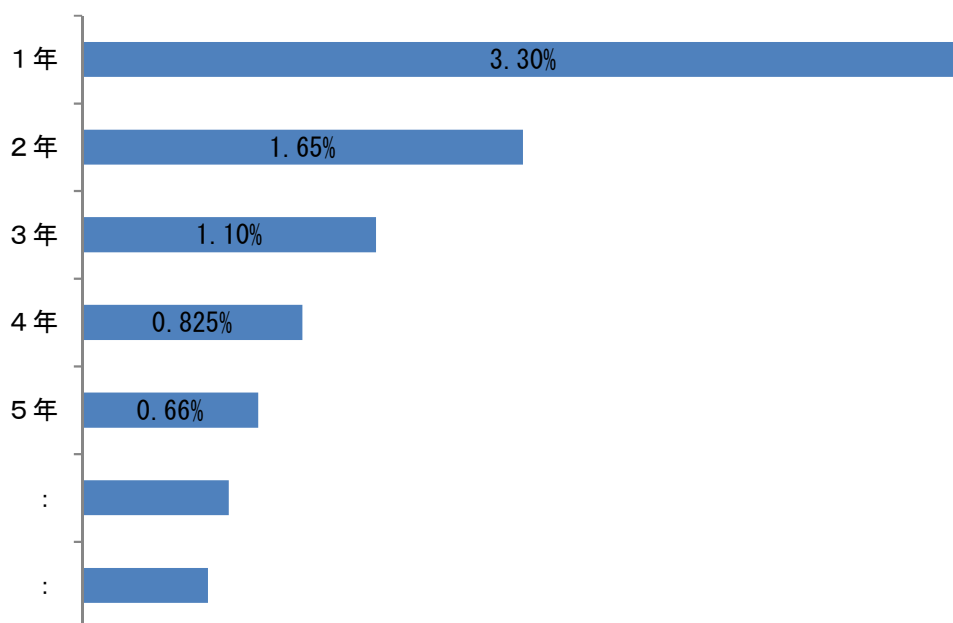
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

当ファンドは、特化型運用を行ないます。

新・ミューズニッチ米国BDCファンド

(為替ヘッジなし・毎月分配型) / (為替ヘッジなし・年2回決算型)
(為替ヘッジあり・毎月分配型) / (為替ヘッジあり・年2回決算型)

追加型投信／海外／その他資産



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・毎月分配型)」、「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・年2回決算型)」、「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・毎月分配型)」、「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・年2回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月20日に関東財務局長に提出しており、2024年2月21日にその効力が発生しております。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・毎月分配型)	追加型	海外	その他資産	その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (BDC等)))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし
新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・年2回決算型)					年2回			
新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・毎月分配型)					年12回 (毎月)			あり (フルヘッジ)
新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・年2回決算型)					年2回			

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	27兆5,105億円 (2023年11月末現在)

「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・毎月分配型)」のことを「為替ヘッジなし・毎月分配型」、
「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジなし・年2回決算型)」のことを「為替ヘッジなし・年2回決算型」、
「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・毎月分配型)」のことを「為替ヘッジあり・毎月分配型」、
「新・ミューズニッチ米国BDCファンド(為替ヘッジあり・年2回決算型)」のことを「為替ヘッジあり・年2回決算型」と
言うことがあります。

ファンドの目的

主として、米国の金融商品取引所に上場されているBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1 主として、米国の金融商品取引所に上場しているBDCに投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- この他に、一部、BDCと類似する性質を有する株式や上場投資信託証券などに投資を行なう場合があります。

2 ミューズニッチ社の運用力を活用し、収益の獲得をめざします。

- マザーファンドの運用については、米国に拠点を置く、クレジット運用に特化した運用会社、ミューズニッチ・アンド・カンパニー・インクに運用を委託します。

3 為替ヘッジの有無と決算頻度が異なる複数のコースがあります。

- 外貨建資産への投資にあたっては、「為替ヘッジなし・毎月分配型」および「為替ヘッジなし・年2回決算型」は原則として為替ヘッジは行わず、「為替ヘッジあり・毎月分配型」および「為替ヘッジあり・年2回決算型」は原則として為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジを行わない場合、為替相場が投資先通貨に対して円高となった場合には、為替差損を被ることになります。

※為替ヘッジを行なった場合、為替ヘッジコストがかかります。また、為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

- 「為替ヘッジなし・毎月分配型」および「為替ヘッジあり・毎月分配型」は毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、「為替ヘッジなし・年2回決算型」および「為替ヘッジあり・年2回決算型」は5月、11月の20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行なうことをめざします。

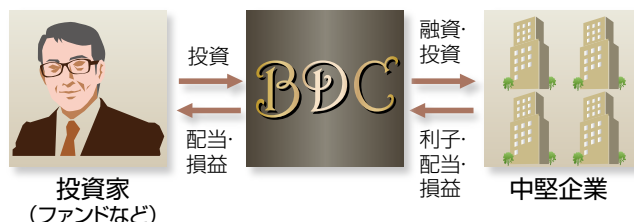
※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合があります。

● 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

BDCとは

中堅企業を金融面でサポートするBDC

- BDC(Business Development Companies)は、中堅企業への投融資を行なう形態の一つであり、多数のBDCが米国の金融商品取引所に上場しています。



● 上記はイメージであり、実際と異なる場合があります。

当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行ないます。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

BDCの仕組み

中堅企業向け投融資の利子などを配当するBDC

- 米国では、BDCはREIT(不動産投資信託)と同様に、収益の90%以上を払い出すことで、法人税を実質的に免除されるメリットがあります。
- 一方で、BDCは投融資を行なうに当たり、資金を借入れや起債および株式発行によって調達します。その際、負債の額を資本の額の2倍以内に抑える規制や、その他の規制*を受けています。

*BDCは資産の70%以上を中堅企業に融資することが義務化されています。未上場企業の場合、中堅の資産規模の確たる制限はありませんが、上場企業には、「時価総額で2億5,000万米ドル以下」との制限があります。

BDCとREITの投資イメージ



BDCとREITの共通点と相違点

共通点 投資家から見ると多くの共通点があります

- 投資先は単一企業(物件)ではなく複数
- 投資家の収入は、配当(分配金)と投資損益
- 一定割合以上の利益払い出しで法人税が実質免除
- 多数が上場している

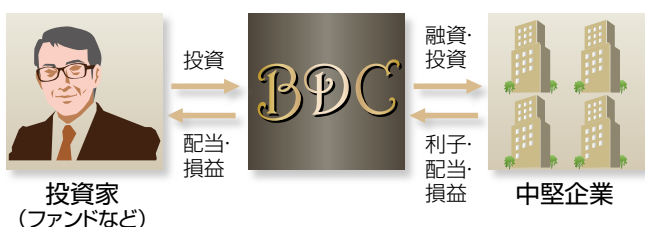
相違点 その事業内容は大きく異なります

- BDCは中堅企業へ投融資を行ない利子などを受け取る、REITは不動産物件を保有し賃料などを受け取る
- BDCは比較的幅広い業種の中堅企業に投融資を行なう、REITはREITごとに保有物件の種類に差がみられる
- BDCは負債の額が資本の額の2倍以内に制限される

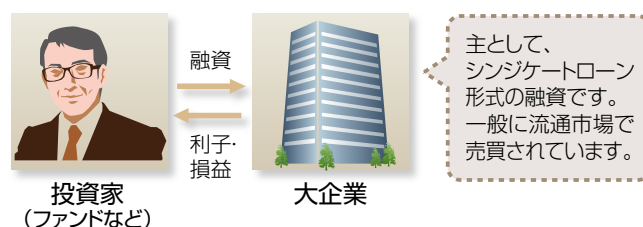
複数の中堅企業へ融資を行なうBDC

- 企業向けの融資に関連する金融商品としては、BDCの他にバンクローンがあります。
- BDCおよびバンクローンは、概ね担保付の融資であることや、融資先企業の経営への関与など共通点もありますが、バンクローンが一般に単一の大企業への融資であるのに対し、BDCは複数の中堅企業への融資であるという点で、大きく異なります。

BDCのイメージ



バンクローンのイメージ



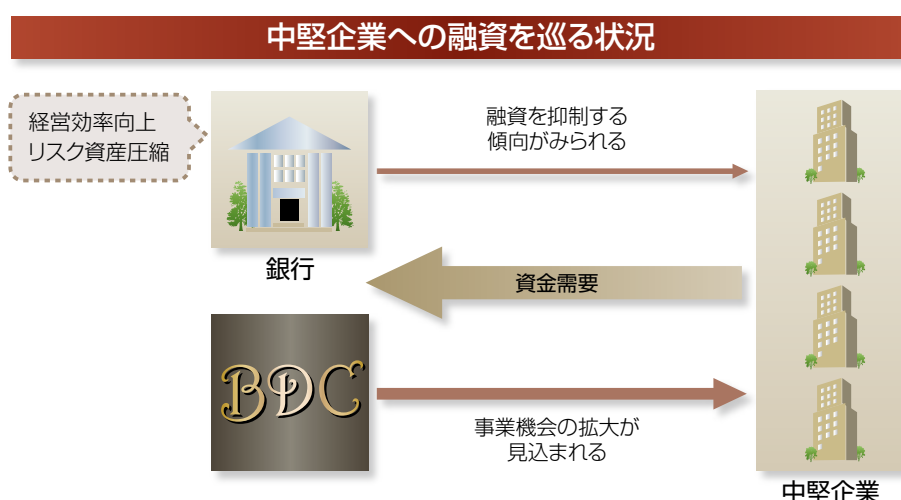
BDCとバンクローンの共通点と相違点

- | | |
|---|--|
| 共通点 <ul style="list-style-type: none"> ● 両者とも企業への融資であり、概ね担保が付与されている。 ● 両者とも融資先企業の経営に対し助言を与えられる仕組みを備えている。 | 相違点 <ul style="list-style-type: none"> ● BDCは複数の中堅企業に投融資を行ない、その利子などを配当金の形で投資家に支払うが、バンクローンは一般に単一の大企業への融資であり、投資家には融資先企業から利子が支払われる。 |
|---|--|

BDCの魅力

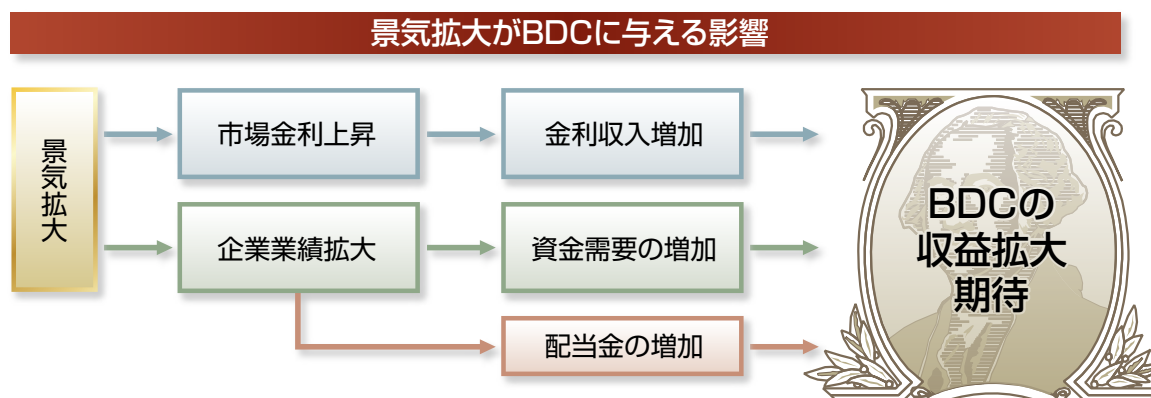
銀行融資の変化がBDC市場拡大の一因に

- 金融機関は、「バーゼルⅢ」などの自己資本比率規制により、融資の効率化を迫られており、一部では中堅企業への融資抑制の傾向も見られ、それを補完する役割を担うBDCの事業機会は拡大しつつあります。
- また、銀行に代わる融資の担い手であったCLO（ローン担保証券）についても、管理会社等に発行証券の5%保有が義務付けられるなど、発行に対して負担が増したことから、中堅企業向け融資はBDCなどが担う構造に変わってきています。



景気拡大による好影響が期待されるBDC

- BDCの融資は一般に変動金利であることから、市場金利の変動に応じて利率が見直され、景気拡大などによる金利上昇局面でも、固定金利の債券と比較して高いパフォーマンスが期待されます。
- また、景気拡大局面では、中堅企業の業績の成長が見込まれ、BDCの市場評価も高まることが期待されます。

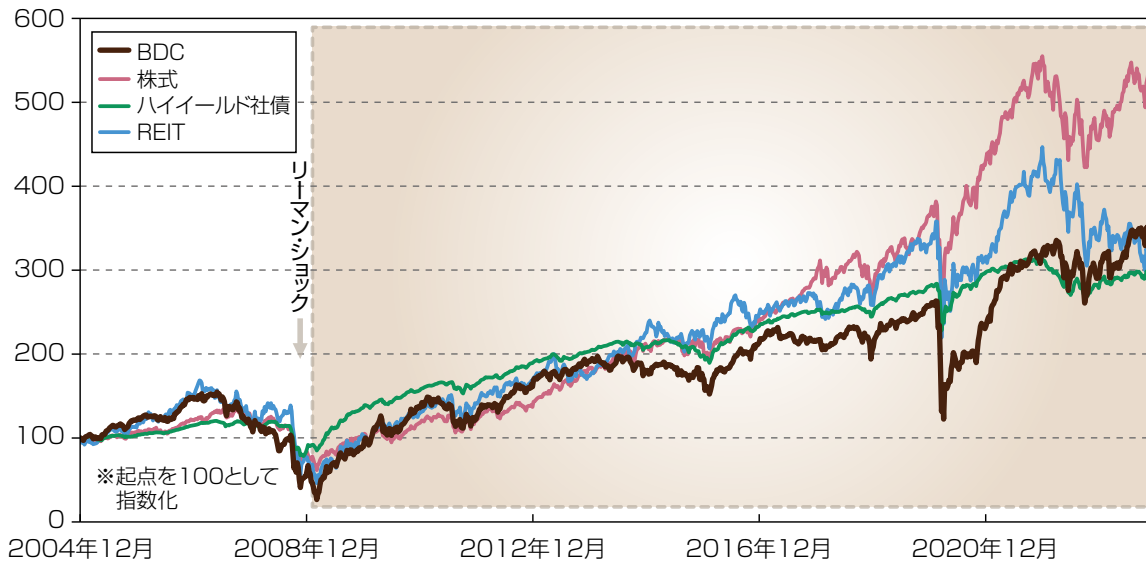


BDCのパフォーマンス

■BDCは株式市場に上場していることから、その価格は株式市場全体の動きの影響を受ける傾向が見られます。

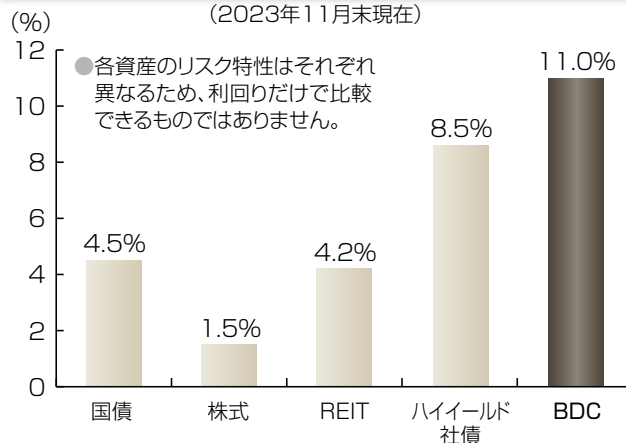
米国主要資産のパフォーマンスの推移

(週次:2004年12月31日～2023年12月1日)



米国主要資産の利回りなどの水準

(2023年11月末現在)



米国主要資産のリスク水準

(週次:2004年12月31日～2023年12月1日)

株式	REIT	ハイイールド社債	BDC
17.8%	26.3%	8.0%	28.5%

●週次騰落率の標準偏差を年率換算

●BDC：S&P BDCインデックス(配当込)、国債：FTSE世界国債インデックス(米国)、株式：S&P500指数(配当込)、ハイイールド社債：ICE BofA米国ハイイールド・インデックス、REIT：FTSE NAREITオール・エクイティREIT指数(配当込)
●S&P BDCインデックスは、当ファンドのベンチマークではなく、当ファンドのパフォーマンスを示唆するものではありません。

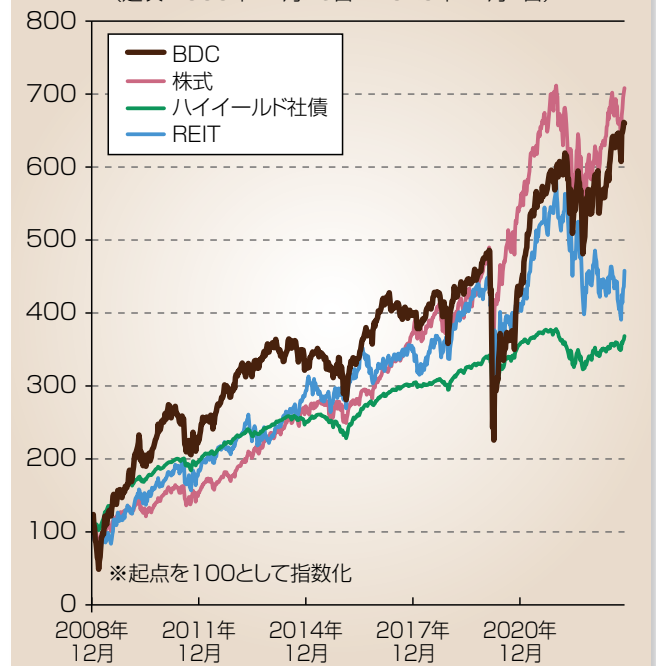
※指数は全て米ドルベースを使用

※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

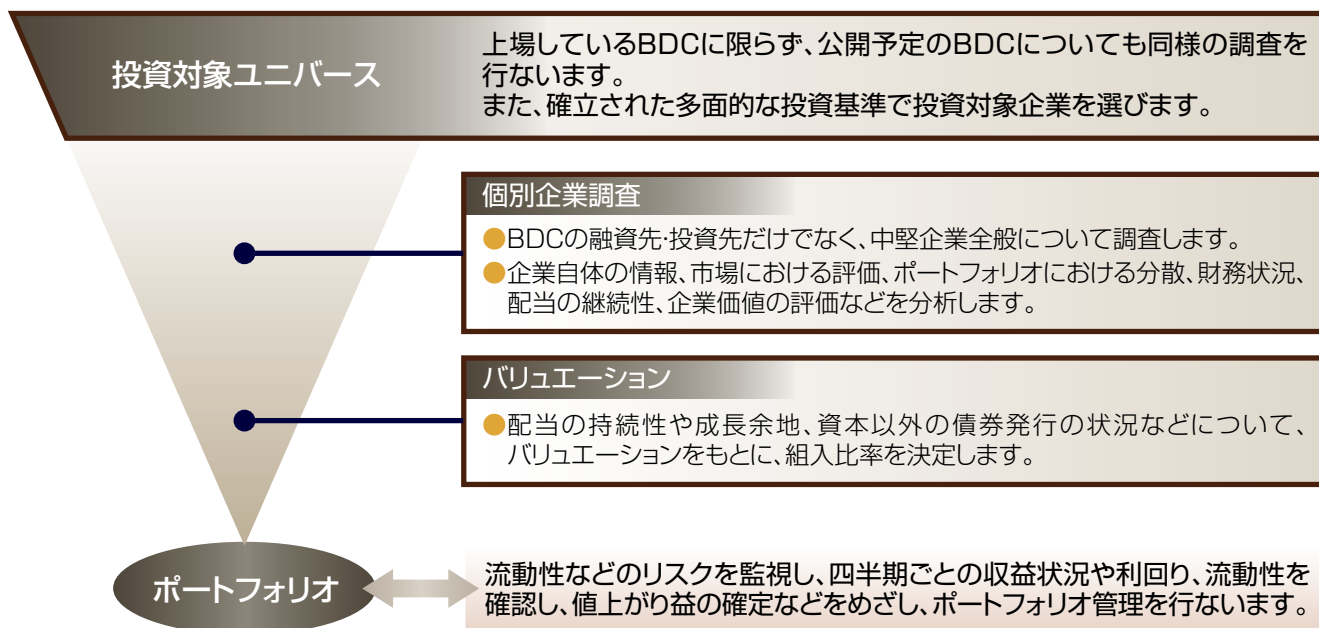
リーマン・ショック以降の推移

(週次:2008年12月26日～2023年12月1日)



★ 運用会社「ミューズニッチ社」の運用手法について ★

- ボトムアップ・リサーチを通じ、継続可能な配当利回りや資本の状況、流動性などを評価し、資本の健全性とそれが生み出す高い利回りに注目して調査活動を行なっています。
- 社債市場における30年を超える経験と、中堅企業のクレジット市場に特化した調査チームが、ミューズニッチ社の調査力の優位性であり、BDCの調査においてもその調査力が活かされています。



● 上記は2023年9月末時点の運用手法であり、将来変更となる場合があります。

運用会社「ミューズニッチ社」について

- ミューズニッチ・アンド・カンパニー・インクは、クレジット運用に特化した運用会社です。1988年に設立され、現在はニューヨーク、ロンドン、マンチェスター、ダブリン、パリ、フランクフルト、チューリッヒ、マドリード、ミラノ、シンガポール、ジュネーブ、香港、パームビーチ、シドニー、東京の15拠点があります。
- ◆ ハイイールド社債、投資適格社債を始めとし、債権（シニアローン、中堅企業向けローン）、REITなど幅広い商品への投資を行なっています。
- ◆ 運用においては、米国、欧州、新興国それぞれに特化したチームを通じて行なうことで、グローバルな視点での投資を可能とし、明確な投資ガイドラインに基づく運用プロセスを確立しています。
- ◆ 調査やリスク管理においては、独自のファンダメンタル分析に基づく手法や高度なリスクコントロールを行なっています。

運用資産残高:347億米ドル
(約5兆1,800億円、1米ドル=149円37銭で換算)
社員数:255名

(2023年9月末現在)

Muzinich & Co



為替ヘッジについて

- 「為替ヘッジなし・毎月分配型」および「為替ヘッジなし・年2回決算型」は、為替ヘッジを行なわないことから為替変動の影響を受け、円高時は為替差損が発生しますが、円安時には為替差益の獲得が期待できます。
- 「為替ヘッジあり・毎月分配型」および「為替ヘッジあり・年2回決算型」は、投資先の外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
- 為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合、為替ヘッジコスト(金利差の支払い)がかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

※両通貨の金利水準によっては、為替ヘッジプレミアム(金利差の受取り)となる場合があります。

為替ヘッジのメリット/デメリット

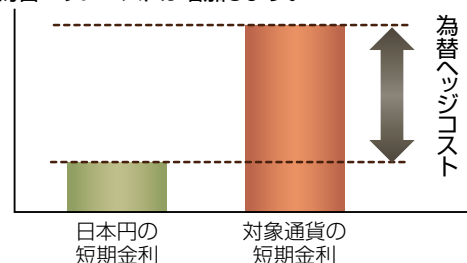
メリット	円高時に為替差損の回避が期待できる
デメリット	為替ヘッジコストがかかる 円安時に為替差益を得られない

※為替ヘッジを行なった場合、必ずしも為替差損が完全に排除されるとは限りません。

※上記は一般論であり、実際と異なる場合があります。

為替ヘッジコストについて

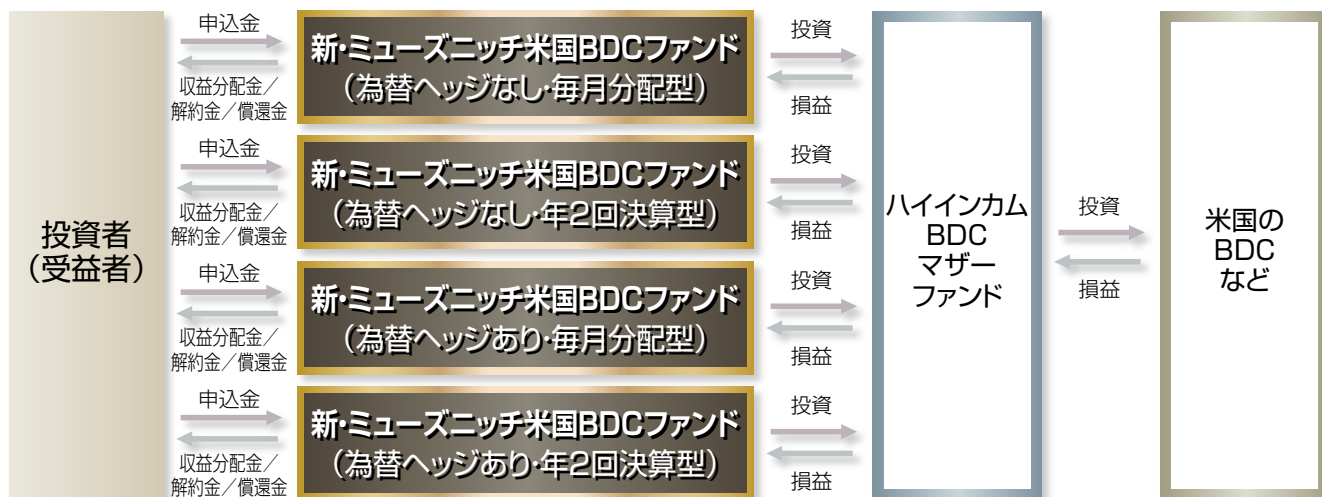
為替ヘッジを行なう通貨間の金利差が大きいくほど、為替ヘッジコストは増加します。



●上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資を行なうファミリーファンド方式で運用を行ないます。



- 各ファンドの間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

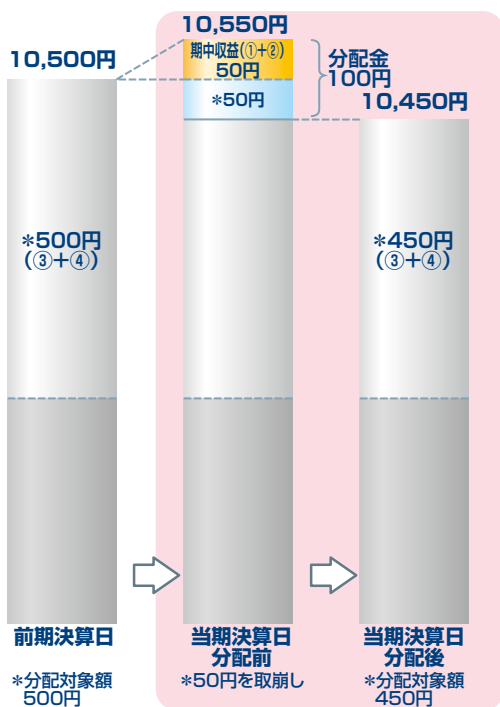
投資信託で分配金が支払われるイメージ



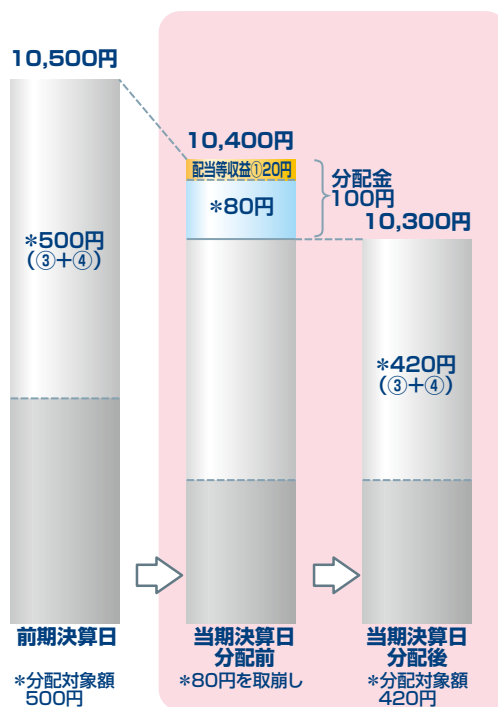
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

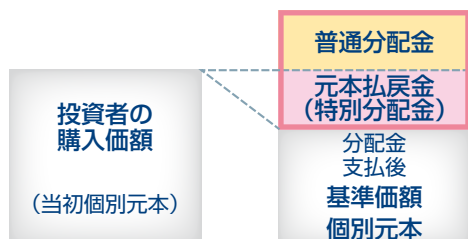


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

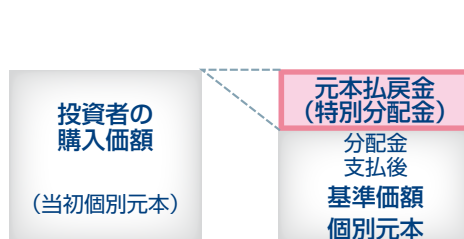
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に米国の金融商品取引所に上場されているBDC(ビジネス・ディベロップメント・カンパニー)および株式を実質的な投資対象としますので、BDCおよび株式の価格の下落や、BDCおよび株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 一般にBDCの価格は、発行体の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、BDCの価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドに重大な損失が生じるリスクがあります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 一般に、投資したBDCの経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。投資対象のBDCに係るデフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、BDCの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

◆「為替ヘッジなし・毎月分配型」/「為替ヘッジなし・年2回決算型」

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

◆「為替ヘッジあり・毎月分配型」/「為替ヘッジあり・年2回決算型」

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

BDCへの投資に伴うリスク

- ファンドが保有するBDCの価格は、以下のBDCの投融資先企業に係るリスクにより下落する可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
 - BDCは、主に中堅企業等への投融資から得られる利益等を収益としています。これらの投融資先企業には未公開企業が多く、入手できる公開情報が少ないことがあり、結果として、BDCがリスクの高い投融資をすることにより、場合によっては、投融資先企業が倒産する可能性があり、その投資金および債権を回収できないリスクがあります。
 - BDCの投融資先企業は、その事業活動や財務状況等により十分な資金調達をすることができないことがあり、そのことがさらなる財務状況等の悪化をもたらす結果、BDCがその投融資にかかる債権を回収できないリスクがあります。
 - BDCの投融資先企業の発行株式は、その事業活動や財務状況等によりその価格が下落するリスクがあります。
 - BDCがその投融資のために金融機関等から借入れを行なう場合、借入金利の上昇によりBDCの投融資に係るコストが増加し、当該投融資がもたらす利益に悪影響を及ぼす結果、ファンドに重大な損失が生じるリスクがあります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

集中投資リスク

- 当ファンドは、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

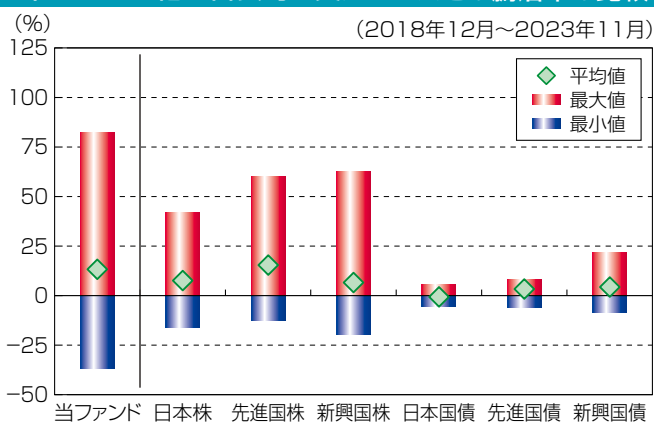
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

為替ヘッジなし・毎月分配型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.2%	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	82.4%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-37.0%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

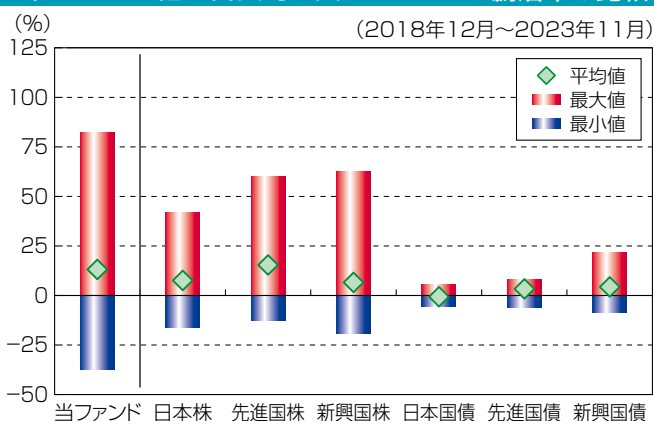
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし・年2回決算型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

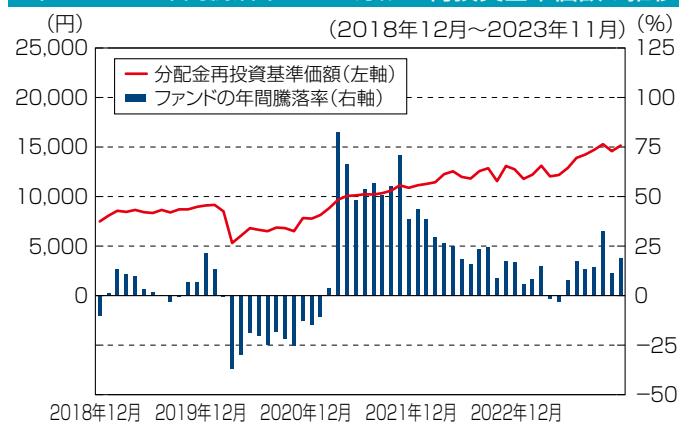
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.2%	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	82.2%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-37.1%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

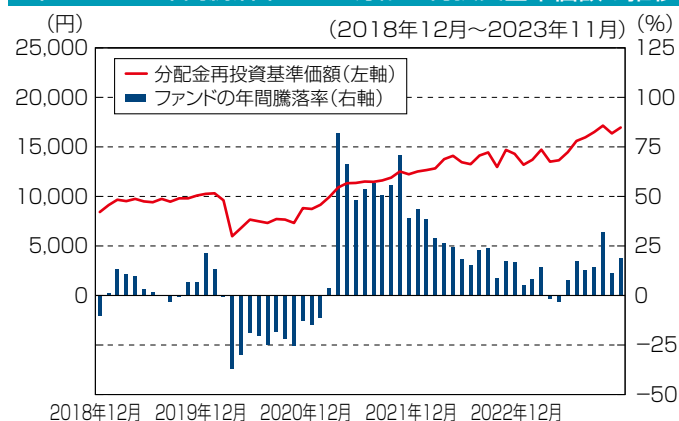


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



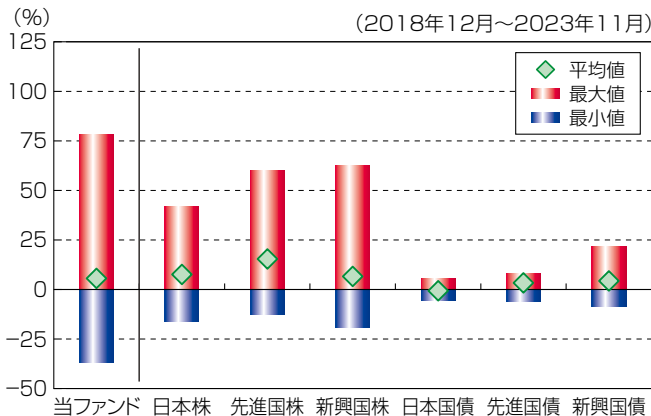
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジあり・毎月分配型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

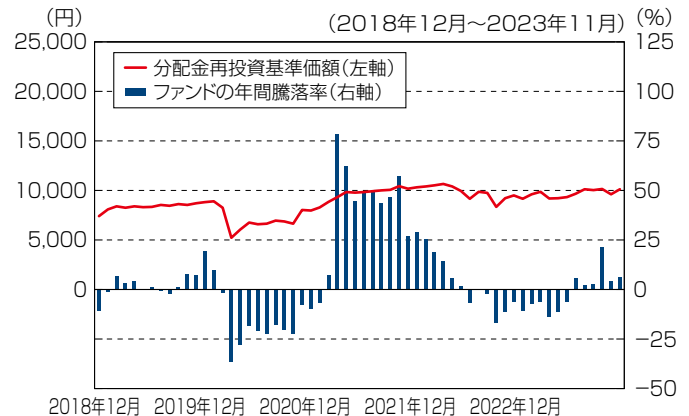
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.6%	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	78.3%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-36.7%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



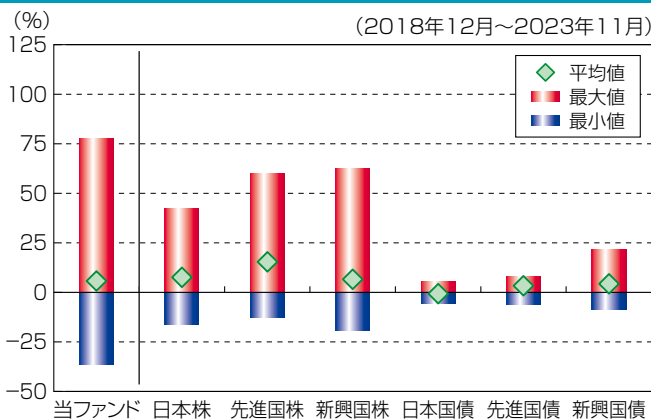
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジあり・年2回決算型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

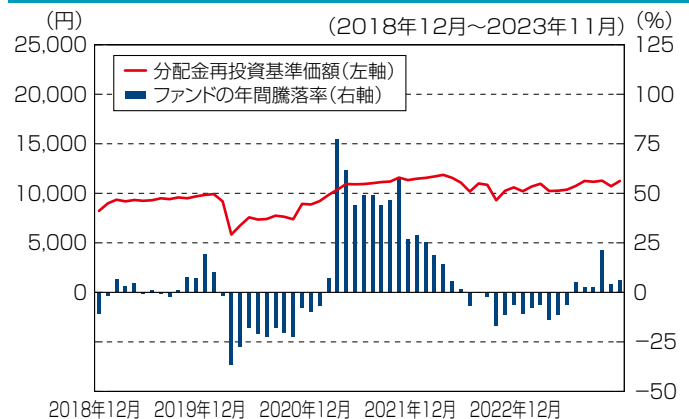
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.5%	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	77.6%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-36.4%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPMオルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移

為替ヘッジなし・毎月分配型



基準価額…………… 11,093円

純資産総額…………… 52.26億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

為替ヘッジなし・年2回決算型



基準価額…………… 16,966円

純資産総額…………… 17.82億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

為替ヘッジあり・毎月分配型



基準価額…………… 7,537円

純資産総額…………… 7.19億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

為替ヘッジあり・年2回決算型



基準価額…………… 11,238円

純資産総額…………… 5.37億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

為替ヘッジなし・毎月分配型

2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	直近1年間累計	設定来累計
40円	40円	40円	40円	70円	510円	3,590円

為替ヘッジなし・年2回決算型

2021年11月	2022年5月	2022年11月	2023年5月	2023年11月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

為替ヘッジあり・毎月分配型

2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	直近1年間累計	設定来累計
35円	35円	35円	35円	10円	395円	3,135円

為替ヘッジあり・年2回決算型

2021年11月	2022年5月	2022年11月	2023年5月	2023年11月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産配分比率>

BDC	97.2%
BDCに類する株式	0.0%
ETF	0.0%
現金その他	2.8%

※比率はマザーファンドにおける純資産総額比です。

<通貨配分比率>

米ドル	100.0%
-----	--------

※「BDC、BDCに類する株式およびETF」の部分についての数値です。

※比率はマザーファンドにおける「BDC、BDCに類する株式およびETF」の時価総額比です。

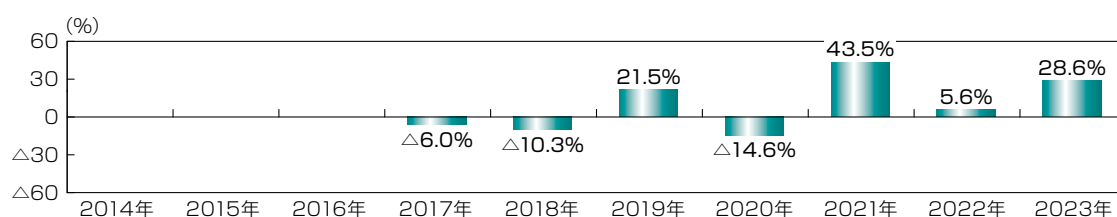
<組入上位10銘柄> (組入銘柄数:23銘柄)

	銘柄	比率	予想配当利回り
1	ARES CAPITAL CORP -BDC	13.7%	9.68%
2	BLUE OWL CAPITAL CORP-BDC	9.5%	10.82%
3	BLACKSTONE SECURED LENDING F-BDC	9.2%	10.29%
4	FS KKR CAPITAL CORP-BDC	8.6%	14.92%
5	GOLUB CAPITAL BDC INC -BDC	7.9%	10.42%
6	MAIN STREET CAPITAL CORP -BDC	7.0%	8.22%
7	SIXTH STREET SPECIALTY LENDI -BDC	5.7%	9.96%
8	HERCULES CAPITAL INC-BDC	5.2%	10.27%
9	GOLDMAN SACHS BDC INC -BDC	4.9%	12.21%
10	OAKTREE SPECIALTY LENDING CO -BDC	3.9%	11.12%

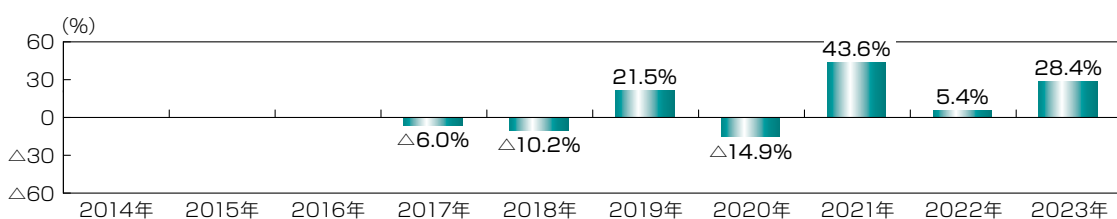
※比率はマザーファンドにおける純資産総額比です。

年間収益率の推移

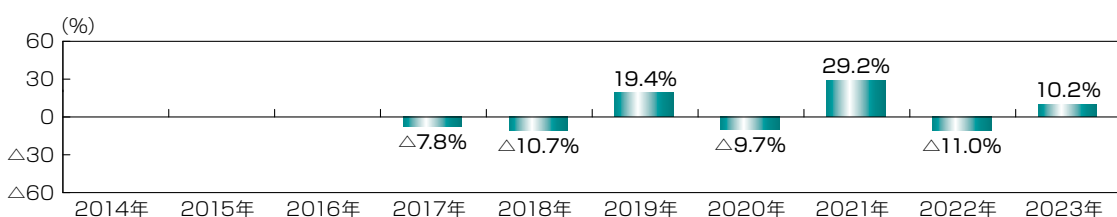
為替ヘッジなし・毎月分配型



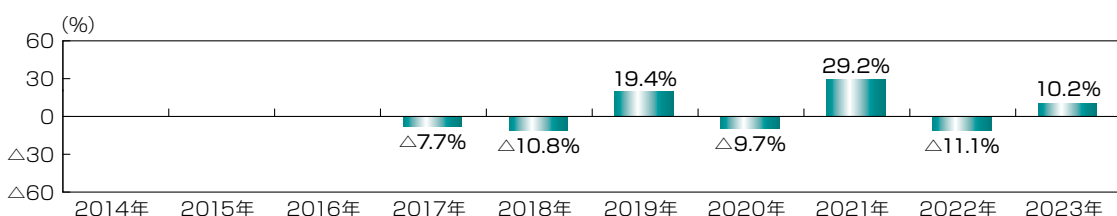
為替ヘッジなし・年2回決算型



為替ヘッジあり・毎月分配型



為替ヘッジあり・年2回決算型



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2023年は、2023年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2024年2月21日から2024年8月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2032年5月20日まで（2017年2月3日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	＜為替ヘッジなし・毎月分配型＞/＜為替ヘッジあり・毎月分配型＞ 毎月20日（休業日の場合は翌営業日） ＜為替ヘッジなし・年2回決算型＞/＜為替ヘッジあり・年2回決算型＞ 毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	＜為替ヘッジなし・毎月分配型＞/＜為替ヘッジあり・毎月分配型＞ 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ＜為替ヘッジなし・年2回決算型＞/＜為替ヘッジあり・年2回決算型＞ 年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド毎に、1,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（5月、11月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・各ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内 ※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)は販売会社が定めます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率2.035%(税抜1.85%) 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	＜運用管理費用の配分(年率)＞			
	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.85%	1.05%	0.75%	0.05%
	委託会社	委託した資金の運用の対価		
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価		
	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年2月20日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2023年5月23日~2023年11月20日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
新・ミューズニッチ米国BDCファンド (為替ヘッジなし・毎月分配型)	2.08%	2.02%	0.06%
新・ミューズニッチ米国BDCファンド (為替ヘッジなし・年2回決算型)	2.14%	2.02%	0.12%
新・ミューズニッチ米国BDCファンド (為替ヘッジあり・毎月分配型)	2.14%	2.02%	0.12%
新・ミューズニッチ米国BDCファンド (為替ヘッジあり・年2回決算型)	2.14%	2.02%	0.12%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がBDC等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal dotted lines.

